

環管第288号
平成28年9月1日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役 柘植 康英 様

岐阜県知事 古田 肇



**中央新幹線事業（品川・名古屋間）におけるウラン含有土壌
に関する措置について**

平成26年3月25日の環境影響評価準備書に対する知事意見書において、地質の状況把握及び発生土等のウラン濃度の把握方法や対応方法等について報告を求めていたところ、平成28年7月25日に貴社からこれらのことについて提出があったところです。

報告を受けて岐阜県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）で審議され、8月17日付けで審査会長から意見具申があり、これを踏まえ下記のとおり環境保全上の意見を提出します。

なお、今後の状況によっては必要に応じて審査会を開催するなど、更に環境保全上の意見を提出することがあり得ます。

記

- 1 ウラン鉱床に比較的近い地域及び地質が類似している地域における地質状況について
 - (1) 今後もウラン鉱床に比較的近い地域及び地質が類似している地域における地質の状況把握に努め、ウラン濃度が高い掘削土の発生が予測される場合には、速やかに県及び関係市町に報告するとともに、その結果を工事計画に反映させること。
- 2 岐阜県内月吉鉱床北側の約3km区間における発生土等の管理について
 - (1) 別紙に記載した事項については、発生土等の管理方法として定めるとともに、地域住民等に対する工事説明会の開催までに、管理方法を県及び関係市町に報告すること。
 - (2) 管理値を超過した場合は、速やかに県及び関係市町に報告するとともに自ら公表すること。また、専門家の意見を踏まえ、その対応方法についても報告するとともに地元住民に丁寧に説明すること。
 - (3) 管理値を超過した発生土については、専門家の意見を踏まえ最終処分計画を定め、県及び関係市町に報告すること。

別紙

1 工事ヤード（仮置場）から流出する雨水等の管理について

- (1) 工事ヤード（仮置場）から流出する雨水等について、ウラン濃度の把握及び管理を含めた対応方法を示すこと。

2 ラドン及び放射線の把握及び管理を含めた対応方法について

- (1) 敷地境界のラドン濃度の測定は、風向によってはラドンを適切に捕捉できないおそれがあることから、原則として4地点で実施すること。
- (2) 敷地境界の放射線量又はラドン濃度が管理値を超過した場合の対応として、工事ヤード（仮置場）内に保管している発生土に30cmの覆土を施すとともに遮水シートで覆う措置を講ずることとされているが、措置後も管理値を超過している場合の対応方法を示すこと。
- (3) ウラン濃度が1Bq/g以下であっても、発生土置き場に大量に敷き詰められた場合にはラドンの影響が明らかではないため、発生土置き場におけるラドン濃度等の把握及び管理を含めた対応方法を示すこと。